

○共立蒲原総合病院組合議会定例会規則

〔昭和44年10月25日〕
規則第1号

改正 平成25年2月26日規則第5号

共立蒲原総合病院組合議会定例会条例（昭和44年条例第2号）の規定による共立蒲原総合病院組合議会の定例会は、毎年3月及び9月に招集する。ただし、やむを得ない事由があるときは、繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。